

再生可能エネルギー発電設備からの 電力受給契約要綱

2023 年 4 月 1 日 実施

関西電力株式会社

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱

目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 用 語 の 定 義	2
4 単位および端数処理	7
5 実 施 細 目	8
II 契 約 の 申 込 み	
6 電力受給契約の申込み	9
7 電力受給契約の成立および契約期間	10
8 受給電気方式, 受給電圧および周波数	12
9 財産分界点および保安責任分界点	12
10 電力受給契約の単位	12
11 電力受給の開始	12
12 電力受給にともなう発電者の協力	12
13 承 諾 の 限 界	13
14 電力受給契約書の作成	14
III 料 金 等 の 算 定 お よ び 支 払 い	
15 料金等の適用開始の時期	15
16 料金等の算定期間	15
17 受給電力量の計量	15
18 料金等の算定	16
19 料金等の支払い	18
20 N-1 電制の逸失収益等の精算等	20

IV 電 力 受 給

21	適正契約の保持	22
22	再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施	22
23	電力受給の停止	22
24	電力受給の停止の解除	23
25	電力受給の制限または中止	23
26	損 害 賠 償 等	24
27	設 備 の 賠 償	25

V 電力受給契約の変更および終了

28	電力受給契約の変更	26
29	契約上の地位の移転	26
30	電力受給契約の消滅	26
31	電力受給契約の解約等	27
32	電力受給契約消滅後の債権債務関係	29

VI 工 事 費 の 負 担

33	工事費負担金等相当額の申受けおよび精算	30
34	再エネ発電設備および併設設備の設置等	31
35	受給開始に至らないで電力受給契約が廃止または変更される場合の費用の申受け	31

VII そ の 他

36	事業計画認定手続き	32
37	電力受給契約に関する情報の取扱い	32
38	発電B Gの設定	32
39	非化石価値の帰属	32
40	発電記録等の提出	33
41	そ の 他	33

附	則	34
---	---	----

I 総 則

1 適 用

(1) この「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「本要綱」といいます。）は、当社が一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約（一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等〔以下「託送供給等約款等」といいます。〕にもとづく契約とします。）における発電者（以下「発電者」といいます。）が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）および同法の関係法令（以下、これらを総称して「再エネ特措法等」といいます。）に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属設備（以下「再エネ発電設備」といいます。）を、一般送配電事業者が維持および運用する電力系統へ接続し、発電者が当該再エネ発電設備を用いて自ら消費する電力を除いた電力（当該再エネ発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「再エネ電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを購入する契約（以下「電力受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。ただし、固定価格買取制度にもとづく電力受給契約については、再エネ特措法附則（平成28年6月3日法律第59号）第3条の規定により、特定契約に関する経過措置の適用を受けるものについて、本要綱を適用します。

(2) 本要綱は、次の地域に適用します。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、
福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 要綱の変更

当社は、次の場合に、本要綱を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金等その他の受給条件は、変更後の本要綱によります。

なお、当社は、本要綱の変更にあたり、変更後の本要綱の効力発生日までに、本要綱を変更する旨および変更後の本要綱の内容ならびにその効力発生日を、当社ウェブサイト上でのお知らせその他の適切な方法により、発電者にお知らせ

せします。

- (1) 再エネ特措法等ならびに託送供給等約款等にもとづき変更が必要な場合
- (2) 本要綱の適用対象が変更となる場合
- (3) 一般送配電事業者の電力系統への接続に必要な技術要件を変更した場合
- (4) 電力受給契約等に係る手続きまたは運用上の取扱いの変更が必要な場合
- (5) 発電者の一般の利益に適合する場合
- (6) 本要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

3 用語の定義

本要綱における用語の定義は次のとおりとし、本要綱に定めのない用語の定義は、電気特定小売供給約款等または託送供給等約款等によるものとします。

(1) 電力受給

本要綱に定める規定にしたがい、発電者が当社に再エネ電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(2) 再生可能エネルギー源

再エネ特措法等に定める次に掲げるエネルギー源をいいます。

イ 太陽光

ロ 風力

ハ 水力

ニ 地熱

ホ バイオマス

へ その他、再エネ特措法等にもとづき定められるもの

(3) 固定価格買取制度

再エネ特措法等にしたがい、再エネ特措法等に定める価格および期間を条件として発電者が再エネ電力を電気事業者に供給し、電気事業者がこれを購入する制度をいいます。

(4) 特定契約

電力受給契約のうち、固定価格買取制度にもとづく契約のことをいいます。

(5) 卸契約

電力受給契約のうち、固定価格買取制度にもとづく契約以外の契約のことをいいます。

(6) 電気需給契約

当社または当社以外の者が、再エネ発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるものに電気を供給するための契約をいいます。

(7) 発電出力

発電者が再エネ発電設備で発電できる最大電力をいいます。具体的には、発電者の再エネ発電設備が太陽光発電設備の場合は、当該太陽光発電設備の公称最大出力またはインバータの定格出力のいずれか小さい方とし、発電者の再エネ発電設備が太陽光発電設備以外の場合は、当該再エネ発電設備の定格出力またはインバータの定格出力のいずれか小さい方とします。

なお、インバータを複数台設置する場合における発電出力は、インバータに対応する再エネ発電設備ごとに上記にしたがい算定した値を合計した値とします。

(8) 検針日

一般送配電事業者があらかじめ検針すると定めた日のことをいいます。

(9) 計量装置

17（受給電力量の計量）において使用する電力量計およびその他計量に必要な付属装置の総称をいいます。

(10) 受給設備

一般送配電事業者が再エネ電力を受電または一般送配電事業を遂行するにあたって必要な全ての電気工作物をいいます。

(11) 再エネ電力供給設備

再エネ電力の供給に必要な再エネ発電設備および再エネ発電設備から財産分界点および保安責任分界点までの設備をいいます。

(12) 併設設備

発電者が一般送配電事業者の電力系統へ連系する再エネ発電設備以外の自家発電設備等（二次電池など放電時の電气的特性が自家発電設備と同等である設備を含みます。）をいいます。

(13) 系統連系

再エネ発電設備または併設設備を一般送配電事業者の電力系統へ接続することをいいます。

(14) 経済的出力抑制

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」（以下「再エネ特措法施行規則」といいます。）第14条第1項第8号イに規定する出力の抑制にあたり、一般送配電事業者から本来出力の抑制を受けるべき再エネ発電設備を有する発電者の代わりに、その有する再エネ発電設備の出力を抑制するよう他の発電者に指示し、出力を抑制することをいいます。

(15) オンライン事業者

発電者のうち、経済的出力抑制において、一般送配電事業者から本来出力の抑制を受けるべき再エネ発電設備を有する発電者の代わりにその有する再エネ発電設備の出力を抑制するよう指示を受けた発電者をいいます。

(16) オフライン事業者

発電者のうち、経済的出力抑制において、一般送配電事業者から本来出力の抑制を受けるべき再エネ発電設備を有する発電者をいいます。

(17) 代理制御調整電力量

経済的出力抑制が行われた場合において、一般送配電事業者が算定し、当社に通知された、次の電力量をいいます。

イ オンライン事業者においては、経済的出力抑制が行われた時間帯において、オフライン事業者が有する再エネ発電設備を用いて発電し、および供給した再生可能エネルギー電気の電力量。

ロ オフライン事業者においては、本来出力の抑制を受けるべき時間帯として、あらかじめ一般送配電事業者から示された時間帯において、当該事業者が有する再エネ発電設備を用いて発電し、および供給した再生可能エネルギー電気の電力量。原則として、負の値で表記され、料金等の算定においても、負の値として扱うものとします。

(18) N－1 電制

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の送配電等業務指針に規定する電力設備の単一故障発生時に保護装置により行われる速や

かな発電抑制または発電遮断をいいます。

(19) N－1 電制精算電力量

次のイまたはロにより算定する、再エネ発電設備がN－1 電制されなければ発電していたであろう再生可能エネルギー電気の電力量から、実際に発電した電力量を差引いた値をいいます。

イ 特定契約の場合

発電者が所有する日射量計や風速計の実績から算定する発電量。

ただし、広域機関の「流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第55条関連）におけるN－1 電制の考え方について」（以下「N－1 電制ガイドライン」といいます。）にもとづき、発電者による算定が困難な場合には、一般送配電事業者が予測する当社発電バランスングループ（以下「発電BG」といいます。）の発電計画値を発電者の再エネ発電設備の出力に応じて按分し算定した値とします。

ロ 卸契約の場合

計画値同時同量にもとづき、当社が広域機関を通じて一般送配電事業者に提出した値とします。

なお、作業停止計画移行後から作業停止計画が終了するまでの間については、N－1 電制動作時点で当社が広域機関を通じて一般送配電事業者に提出していた発電計画と、作業停止計画による発電上限値を比較した低値とします。ただし、N－1 電制の動作後に、再起動もしくは出力増加等にあわせて需給バランスの見直し等を行い、N－1 電制動作時点の発電計画よりも下回る発電計画に変更した場合には、変更後の発電計画をN－1 電制動作時点の発電計画とみなします。

(20) N－1 制御装置

N－1 電制を実施するために必要となる装置をいいます。

(21) 解 列

再エネ発電設備または併設設備を一般送配電事業者の電力系統から切り離すことをいいます。

(22) 事業計画認定

再エネ特措法等に定める国による再エネ発電設備の事業計画に係る認定を

います。

(23) 認定通知書

事業計画認定が証明できる通知書等をいい、変更認定通知、変更届出を含みます。

(24) バイオマス比率

受給電力量のうちバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいいます。

(25) 非化石価値

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」第2条第2項に定める非化石エネルギー源に由来する電気の非化石電源としての価値をいいます。

(26) 適格請求書発行事業者

消費税法の規定により、適格請求書を発行できる事業者として税務署長の登録を受けた者をいいます。

(27) 反社会的勢力

暴力団等（次のイからチまでのいずれかに該当する者）および暴力団等と関係を有する者（次のリからワまでのいずれかに該当する者）をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいいます。以下同じ。）

ロ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。）または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

ト 特殊知能暴力集団等

チ その他イからトまでに準ずる者

リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(28) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用する次の行為をいいます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為

ホ その他イからニまでに準ずる行為

4 単位および端数処理

本要綱において料金等その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 発電出力の単位は、0.1キロワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 代理制御調整電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 料金等その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (5) 代理制御調整金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (6) 解体等積立金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (7) バイオマス比率の単位は、0.001パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位で四捨五入します。

5 実施細目

本要綱の実施上必要な細目的事項は、本要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 電力受給契約の申込み

発電者が電力受給契約の締結を希望する場合は、あらかじめ本要綱および託送供給等約款等における発電者に関する事項を一般送配電事業者および当社との関係で遵守することを承認のうえ、次の手続きにより、電力受給契約の申込みをするものとします。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、次の場合を除き、原則として、電力受給契約の申込みに先だち、一般送配電事業者所定の申込書により、再エネ発電設備を一般送配電事業者の電力系統へ新たに接続または再エネ発電設備を変更するための検討（以下「受電側接続検討」といいます。）の申込みをします。

なお、発電量調整供給契約等により既に連系されている地点については、受電側接続検討が省略となることがあります。

(イ) 一般送配電事業者の電力系統へ低圧で再エネ発電設備を連系する場合

ロ 検討結果および検討料

(イ) 当社は、一般送配電事業者の検討結果を受領後、遅滞なく発電者に検討結果を通知します。

(ロ) 発電者は、当社が受電側接続検討の申込みにあたって、一般送配電事業者から検討料の請求を受けた場合は、その検討料に相当する金額を、当社に支払うものとします。

(2) 電力受給契約の申込み

イ 発電者は、原則として、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって電力受給契約の申込みをするものとします。ただし、軽易な内容のものについては、当社は、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。この場合であっても、発電者は、当社の求めに応じて、後日、当社所定の様式による申込みをするものとします。

なお、発電者は、電力受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行った場合は、あらためて電力受給契約の申込みをするものとします。

(イ) 発電者の名称、電気需給契約の需要場所または連絡先

- (ロ) 再エネ発電設備の公称最大出力または定格出力，インバータの定格出力
- (ハ) 系統連系に必要となる単線結線図等の技術検討資料
- (ニ) 併設設備の有無または併設設備の定格出力
- (ホ) 受給開始希望日
- (ヘ) 付近平面図および配線形態
- (ト) 料金等の振込先口座等の必要事項
- (フ) 認定通知書
- (リ) 適格請求書発行事業者の登録有無および登録時はその登録番号
- (ス) その他当社が確認を必要とする事項

ロ 当社は、イによる申込みにもとづき一般送配電事業者へ発電量調整供給等に関する契約の申込みをするものとします。

(3) 事業意思の確認

当社は、発電者に対して、事業意思の確認を求めることがあります。この場合、発電者は、すみやかにこれに応じるものとします。

7 電力受給契約の成立および契約期間

- (1) 電力受給契約は、6（電力受給契約の申込み）(2)による発電者の申込みにおける特定契約または卸契約に係る事項について、当社が承諾したときにそれぞれ成立します。
- (2) (1)にかかわらず、再エネ特措法施行規則第8条第1項に係る変更ともなう電力受給契約の変更の申込み（28(電力受給契約の変更)の申込みによるものとし、以下「変更申込み」といいます。）の場合は、発電者において再エネ特措法施行規則第4条の2第2項第5号に定める電気事業者の同意を得ていることを証することを目的として、当社は、原則として、発電量調整供給等に関する契約の申込みに係る一般送配電事業者による承諾を確認のうえ、(1)による電力受給契約の成立前に、変更申込みのうち接続に係る規定に関する部分について承諾するものとし、このときに、電力受給契約はその承諾の限りにおいて、一部成立します。
- (3) 電力受給契約の契約期間は、次によります。

なお、当社は、イに定める契約期間満了の日に先だって、発電者に契約期間満了後の料金単価を通知します。この場合において、発電者または当社から別段の意思表示がないときは、特定契約は、当該契約期間満了の日の翌日以降、卸契約として継続されるものとし、契約期間はロによるものとします。

イ 特定契約の場合

次のとおりとします。ただし、本要綱にもとづく特定契約を締結する前に、固定価格買取制度にもとづく再エネ電力を当社および当社以外の者に供給していた場合は、最初に供給を開始した日から受給開始日の前日までの期間を契約期間から控除します。

- (イ) 特定契約が成立した日から受給開始日を起算日とした再エネ特措法等に定める再エネ発電設備に係る調達期間（以下「調達期間」といいます。）満了の日までとします。
- (ロ) 再エネ特措法第10条第1項の規定により、事業計画認定が変更され適用される調達期間が変更された場合、または、その他再エネ特措法等の規定により、適用される調達期間が変更された場合については、特定契約が成立した日から受給開始日を起算日とした当該変更後の調達期間満了の日までとします。
- (ハ) 再エネ特措法第3条第11項の規定により、適用される調達期間が改定された場合については、特定契約が成立した日から受給開始日を起算日とした当該改定後の調達期間満了の日までとします。

ロ 卸契約の場合

新たに卸契約が成立したときは、卸契約が成立した日から卸契約が成立した日以降最初に到来する4月の検針日の前日までとし、特定契約における調達期間が満了したときは、調達期間満了の日の翌日から調達期間満了の日の翌日以降最初に到来する4月の検針日の前日までとします。また、最初の契約期間の満了以降、発電者または当社から別段の意思表示がないときは、卸契約は、翌年の4月の検針日の前日までさらに延長されるものとし、以降この例によるものとします。

なお、記録型等計量器により計量する場合は、検針日は電力量計の値が記録型等計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）と読み替

えます。

8 受給電気方式，受給電圧および周波数

受給電気方式，受給電圧および周波数は，電気需給契約と同一とします。

9 財産分界点および保安責任分界点

財産分界点および保安責任分界点は，電気需給契約における需給地点または供給地点とします。

10 電力受給契約の単位

当社は，1電気需給契約について，原則として，発電者と1電力受給契約を結びます。

11 電力受給の開始

- (1) 当社は，電力受給契約が成立したときには，発電者と協議のうえ受給開始日を定め，電力受給を開始します。
- (2) 当社は，天候，一般送配電事業者による用地交渉および停電交渉その他のやむを得ない事情等によって，あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には，その理由を発電者に通知し，あらかじめ発電者と協議のうえ，受給開始日を定めて電力受給を開始します。
- (3) 発電者は，受給開始日の変更を希望する場合には，すみやかに当社に連絡するものとします。この場合，当社は，あらかじめ発電者と協議のうえ，受給開始日を定めて電力受給を開始します。

12 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 発電者は，託送供給等約款等における発電者に関する事項を当社および一般送配電事業者との関係で遵守するものとします。
- (2) 発電者は，発電者の再エネ発電設備等と一般送配電事業者の電力系統との連系にあたり，電気設備に関する技術基準を定める省令，電気設備の技術基準の解釈，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン，N－1電制

ガイドライン、送配電等業務指針、系統連系技術要件〔託送供給等約款別冊〕、系統アクセス検討に関する通達の他、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に関係する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守するものとします。

なお、係る規定等に変更がある場合には、変更後の取扱いを遵守するものとします。

- (3) 発電者は、当社が必要と判断した場合、再エネ発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を当社に提出するものとします。
- (4) 発電者は、当社が必要と判断した場合、再エネ発電設備等の発電計画を当社に提出するものとします。

13 承諾の限界

- (1) 当社は、特定契約の場合、次に該当しない限り、特定契約の申込みを承諾します。

- イ 一般送配電事業者から発電量調整供給等に関する契約申込みの承諾が得られない場合

- ロ 再エネ特措法第16条第1項に定める正当な理由がある場合

- ハ 非常変災や一般送配電事業者の工事用地の取得状況等により、特定契約の申込みの全部を承諾することが困難な場合

なお、この場合、当社は、善後策について、発電者と協議します。

- ニ 同一需要場所において、発電設備系統連系サービス要綱または特定規模需要供給条件にもとづく発電設備系統連系サービスに関する契約（以下「連系契約」といいます。）の申込みを一般送配電事業者が承諾できない場合

- (2) 当社は、(1)にかかわらず、同一需要場所において、複数の電力受給契約の申込みが行われたことで、当社が電力受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合、または電気需給契約の申込みを当社が承諾できない場合は、電力受給契約の申込みを承諾しないことがあります。

また、発電者が反社会的勢力に該当する者であると当社が判断した場合、または反社会的行為を行った場合には、当社は、電力受給契約の申込みを承諾しません。

14 電力受給契約書の作成

当社が必要とするときは、発電者と当社は、電力受給契約書を作成するものとします。

Ⅲ 料金等の算定および支払い

15 料金等の適用開始の時期

本要綱に別段の定めがない限り、料金等は、原則として、受給開始日から適用します。

16 料金等の算定期間

- (1) 料金等の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合の料金等の算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電力受給契約が消滅した場合の料金等の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) 記録型等計量器により計量する場合は、(1)における検針日は、計量日と読み替えます。

17 受給電力量の計量

- (1) 計量器の検針は、原則として、毎月の検針日に一般送配電事業者が行うものとします。
- (2) 受給電力量は、(3)および(5)の場合を除き、託送供給等約款等に定める発電者の受電地点に係る30分ごとの発電量調整受電電力量とし、料金等の算定期間における受給電力量は、30分ごとの受給電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。
- (3) 非常変災その他特別な事情がある場合で、一般送配電事業者が検針を行わなかった場合の受給電力量その他の取扱いは、託送供給等約款等の定めに従うものとします。
- (4) 当社は、一般送配電事業者から受領した検針の結果を当社の指定する方法によりすみやかに発電者に通知します。
- (5) 一般送配電事業者が、計量器の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、料金等の算定期間の受給電力量は、原則として、託送供給等約款等における電力量の協定に係る規定に定めるところにより、発電

者と当社との協議によって定めます。ただし、発電者が計量装置に関する工事（受給電力量の計量に影響を及ぼす工事を含みます。）を行ったために受給電力量を正しく計量できなかった場合は、その料金等の算定期間の受給電力量は、ゼロとみなします。

18 料金等の算定

- (1) 料金等は、次の場合を除き、料金等の算定期間を「1月」として算定します。
 - イ 電力受給を開始し、再開し、もしくは停止し、または電力受給契約が消滅した場合
 - ロ 再エネ発電設備または併設設備の変更等により料金単価等が変更となる場合
- (2) 特定契約における料金は、次のイに掲げる算定方法によって得た金額およびロに掲げる算定方法によって得た代理制御調整金を合計した金額とし、当社は、発電者に対し、上記料金からハに掲げる算定方法によって得た解体等積立金額を控除した金額を支払うものとします。ただし、ハに掲げる算定方法によって得た解体等積立金額が負の値となる場合は、上記料金にハに掲げる算定方法によって得た解体等積立金額を正の値として加算した金額を支払うものとします。（以下、料金から解体等積立金額を控除または正の値として加算したものを「料金等」といいます。）
 - イ 受給電力量に、次の料金単価を乗じて算定した金額。ただし、再エネ発電設備がバイオマスを電気に変換するものである場合で、受給電力量のうちバイオマスを変換して得られる電気以外の電気に適用する料金単価は、当社が別に定めるものとします。
 - (イ) 再エネ特措法第9条第4項の規定にもとづき事業計画認定を受けたことにより再エネ発電設備に適用される料金単価
 - (ロ) 再エネ特措法第10条第1項の規定により、事業計画認定が変更され適用される料金単価が変更された場合、または、その他再エネ特措法等の規定により、適用される料金単価が変更された場合については、当該変更後の料金単価
 - (ハ) 再エネ特措法第3条第11項の規定により、適用される料金単価が改定さ

れた場合については、当該改定後の料金単価

ロ 経済的出力抑制が行われ、代理制御調整電力量の通知があった場合、代理制御調整電力量に前々月に適用された料金単価を乗じて算定した金額。

(以下「代理制御調整金」といいます。)

ハ 発電者が再エネ特措法第15条の11に該当し、同条に定める方法で再エネ発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合を除き、再エネ特措法施行規則第13条の4に規定される期間について、再エネ特措法施行規則第13条の5の規定に従い、原則として、毎月、受給電力量に次の(イ)、(ロ)または(ハ)の経済産業大臣が定める解体等積立基準額を乗じて算定した金額。(以下「解体等積立金額」といいます。)ただし、経済的出力抑制が行われた場合は、受給電力量および代理制御調整電力量にそれぞれの次の(イ)、(ロ)または(ハ)の経済産業大臣が定める解体等積立基準額を乗じて算定した金額を合計した金額とします。

(イ) 再エネ特措法第9条第4項の規定にもとづき事業計画認定を受けたことにより再エネ発電設備に適用される解体等積立基準額

(ロ) 再エネ特措法第10条第1項の規定により、事業計画認定が変更され適用される料金単価が変更された場合、または、その他再エネ特措法等の規定により、適用される料金単価が変更された場合については、当該変更後の解体等積立基準額

(ハ) 再エネ特措法第15条の7第3項の規定により、適用される解体等積立基準額が改定された場合については、当該改定後の解体等積立基準額

代理制御調整電力量に係る解体等積立金額は、前々月に適用された解体等積立基準額により行うものとし、再エネ特措法施行規則第13条の4に規定される期間に行われた経済的出力抑制に対して算定するものとします。

なお、当社は、解体等積立金額が正の値となる場合、その金額を広域機関に納付するものとします。

また、発電者が再エネ特措法第9条第3項に定める事項を新たに定め、または変更し、再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けた場合、当社は、原則として、当社が広域機関から変更認定がされた旨の通知を受けた直後の検針日をもって、解体等積立金額に関する変更を行うものとし

ます。

- (3) 卸契約における料金は、受給電力量に、当社が別に定める「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表」（以下「本料金表」といいます。）に定める料金単価を乗じて算定した金額とします。ただし、発電者が本料金表以外の料金表等の適用を受けることを希望し、当社が承諾した場合は、本料金表以外の料金表等に定める料金単価等を乗じて算定した金額とします。

なお、(2)の「料金等」の定めにかかわらず、卸契約の場合、本要綱における「料金等」は料金を指すものとします。

また、当社は、本料金表を変更することがあります。この場合、料金単価は、変更後の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表」によるものとします。

- (4) 発電者は、17（受給電力量の計量）（4）にて当社から通知される仕入明細書（紙面通知の場合に限り、「受給電力量のお知らせ」をいいます。）に記載されている事項を確認するものとし、一定期間内に当社へ報告なき場合には、仕入明細書記載内容のとおり確認があったものとします。
- (5) 再エネ発電設備がバイオマスを電気に変換するものである場合、発電者は、料金等の算定期間におけるバイオマス比率を算出し、当社が定めた毎月一定の期日までに報告するものとします。
- (6) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値を確認します。

19 料金等の支払い

- (1) 18（料金等の算定）(2)および(3)において、算定された料金等が正の値となる場合は、次のとおりとします。

イ 当社が発電者に料金等を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、初回の支払いを除き、次のとおりとします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に定める政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。

- (イ) (ロ)から(ニ)までの場合以外の場合は、検針日の翌日から起算して30日目の日とします。
- (ロ) 発電者が納付書払いを希望する場合は、当社が発電者から納付書を受領した日の翌日から起算して30日目の日とします。
- (ハ) 17(受給電力量の計量)(3)の場合は、次回の検針日の翌日から起算して30日目の日とします。
- (ニ) 17(受給電力量の計量)(5)の場合は、料金等の算定期間の受給電力量が協議によって定められた日の翌日から起算して30日目の日とします。
- ロ 料金等の支払いは、当社が発電者の指定する金融機関口座へ口座振替手続きを実施した日、または金融機関において納付書払いの手続きを実施した日に行ったものとみなします。
- ハ 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、料金等を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して料金等の支払日に至るまで、料金(疑義を避けるために付言すると、解体等積立金額を控除または加算する前の金額をいいます。)から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、3%(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)の延滞利息を発電者に支払うものとします。この場合、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- 二 初回の支払いについては、当社の事務手続き終了後に支払うものとします。
- ホ 発電者は、料金等その他の債権を、当社に対する債務と相殺することはできないものとします。
- へ 電力受給契約消滅後に当社が支払うべき代理制御調整金が発生した場合、解体等積立金額を控除し、上記に準じて発電者に支払うものとします。
- (2) 18(料金等の算定)(2)において、算定された料金等が負の値となる場合は、次のとおりとします。
- イ 原則として、当社は、料金等を翌月の料金等から差し引いて発電者に支払うものとし、翌月の料金等が負である等その料金等の全額を翌月の料金等から差し引けない場合、翌々月以降もこの例によるものとします。ただし、電力受給契約の消滅等により、翌月以降の料金等から差し引くことが

できない、発電者が支払うべき代理制御調整金が存在または発生する場合、解体等積立金額を正の値として控除し、発電者は、(1)イに定める支払期日と同日までに、当社が別途指定する預金口座への振込により当社に支払うものとします。

ロ 発電者は、発電者の責めに帰すべき事由により、当該代理制御調整金をイに定める日までに支払わない場合は、当該日の翌日から起算して当該代理制御調整金の支払日に至るまで、当該代理制御調整金の金額（疑義を避けるために付言すると、解体等積立金額を控除または加算する前の代理制御調整金の金額をいいます。）から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、3%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息を当社に支払うものとします。この場合、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 当社および発電者は、次のいずれかに該当する場合には、その原因を問わず、料金等を以下のとおり精算します。

イ 17（受給電力量の計量）(5)において、発電者と当社との協議によって定めた値と計量された値が異なる場合、発電者または当社は、その料金等の差額を支払うものとします。

ロ 18（料金等の算定）(2)および(3)により適用される料金単価等の誤りが判明した場合、発電者または当社は、その料金等の差額を支払うものとします。

ハ 事業計画認定がその効力を失ったにもかかわらず、18（料金等の算定）(2)による料金単価等を適用していた場合、発電者は、事業計画認定がその効力を失った日以降の料金等の全額を当社に返還するものとします。

20 N－1電制の逸失収益等の精算等

(1) 発電者の再エネ発電設備に対してN－1電制が行われた場合、N－1電制精算電力量に18（料金等の算定）(2)イまたは(3)の料金単価を乗じて得た金額に、再エネ発電設備を再起動するために要した燃料費等の費用実費を加えた金額から、N－1電制が実施されなかったときに再エネ発電設備がN－1電制精算電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引

いた金額について、当社は、一般送配電事業者および広域機関が認める範囲において発電者へ支払うものとします。

- (2) 発電者は、前項の金額の算定に必要な諸元として、N-1電制ガイドラインに規定する費用および収益に関する資料を、当社に提出するものとします。なお、諸元の提出について、発電者、当社および一般送配電事業者による事前協議により当社があらかじめ承諾した場合、発電者から一般送配電事業者へ提出するものとします。
- (3) その他、N-1電制により生じたことが明らかである費用（33(工事費負担金等相当額の申受けおよび精算)(6)を除きます。)については、別途、発電者、当社および一般送配電事業者の協議によるものとします。
- (4) (1)に定める金額については、19(料金等の支払い)とは別に、当社は、当社が別途指定する期日以内に、発電者が別途指定する預金口座へ振込むことにより支払うものとします。

IV 電力受給

21 適正契約の保持

当社が発電者の事業計画認定等の内容または再エネ発電設備等もしくは併設備が電力受給契約に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、発電者は、当社の求めにしたがい、すみやかに電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行うものとします。発電者が当社の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって電力受給契約を変更することができるものとし、当社が定める方法で料金等の精算を行うことができるものとします。

22 再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、再エネ発電設備等の設置場所に立ち入ります。発電者は、当社が立ち入ることおよび業務を実施することについてあらかじめ承諾していただきます。

なお、発電者の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

イ 不正な電力受給を防止するために必要な再エネ発電設備および併設備の確認または検査

ロ 23（電力受給の停止）、24（電力受給の停止の解除）、25（電力受給の制限または中止）、30（電力受給契約の消滅）、または31（電力受給契約の解約等）により必要な処置

ハ その他本要綱によって、電力受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務

(2) 発電者は、当社および一般送配電事業者が(1)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入りを必要とする場合、この立入りに係る当該第三者からの承諾の取得その他のこの立入りに必要な手続き等を実施するものとします。

23 電力受給の停止

(1) 当社は、電気需給契約における電気供給の停止の措置がとられている場合

および託送供給等約款等にもとづき一般送配電事業者が託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止することがあります。

- (2) 次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても発電者が改めない場合には、当社は、電力受給を停止することがあります。

イ 発電者が一般送配電事業者設備、再エネ発電設備または併設設備の改変等によって不正に電力受給を行った場合

ロ 発電者が 21（適正契約の保持）にもとづき、電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行わない場合

ハ 発電者が22（再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または必要な手続き等をすみやかに行わなかった場合

ニ 発電者が12（電力受給にともなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じない場合

ホ 発電者が本要綱にもとづく電力受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

へ 発電者に連系契約の停止の措置がとられている場合

- (3) 発電者がその他本要綱に反した場合には、当社は、電力受給を停止することがあります。

24 電力受給の停止の解除

23（電力受給の停止）によって、当社が電力受給を停止した場合で、発電者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払ったときには、当社は、すみやかに電力受給を再開します。

25 電力受給の制限または中止

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、一般送配電事業者が、発電者の発電を制限し、または中止することがあります。この場合には、当社は、電力受給の制限または中止をすることがあります。

なお、一般送配電事業者が発電者の発電の制限または中止を求めた場合、発電者は、必要となる処置を行うものとします。

- (2) 発電者は、託送供給等約款等にもとづき、一般送配電事業者から発電を制限または中止するために必要な措置を講ずることを求められた場合は、発電者は、発電を制限または中止するために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置をすみやかに講じるものとします。

26 損害賠償等

- (1) 発電者または当社は、相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。

なお、次の場合には、当社の責めに帰さない事由とみなします。

イ 当社または発電者が11（電力受給の開始）(2)または(3)にもとづき受給開始日を変更した場合

ロ 当社または一般送配電事業者が23（電力受給の停止）により電力受給を停止した場合

ハ 当社が24（電力受給の停止の解除）により電力受給の停止を解除した場合

ニ 当社または一般送配電事業者が25（電力受給の制限または中止）(1)により電力受給を制限または中止した場合

ホ 30（電力受給契約の消滅）によって電力受給契約が消滅した場合

ヘ 当社が31（電力受給契約の解約等）によって電力受給契約を解約した場合

ト 託送供給等約款等にもとづき発電者が設置した再エネ発電設備の自動電圧調整機能等が動作し、受給電力量が減少した場合

- (2) 特定契約であって、発電者の発電を制限または中止したことにより、発電者が損害（再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号トにもとづき発電者が補償を求めるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、発電者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号トに定める額を限度として、原則として、一般送配電事業者に請求し、一般送配電事業者から補償を受けた場合は当該補償相当額

を発電者に支払いするものとします。

27 設備の賠償

発電者が自らの責めに帰すべき事由により、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合で、一般送配電事業者からその設備について次の金額の賠償を当社が受けた場合、発電者は、当社に当該賠償金額を支払うものとします。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 電力受給契約の変更および終了

28 電力受給契約の変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合、発電者は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。
- イ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
 - ロ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
 - ハ 発電者が再エネ発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合
 - ニ 再エネ発電設備がバイオマスを電気に変換するものである場合で、発電者が燃料区分を変更する場合
 - ホ イからニの場合以外で、再エネ特措法等にもとづき適用される調達価格等が変更となる場合
- (2) 当社が(1)の申し出を受け、電力受給契約の変更が必要と判断する場合は、発電者は、6(電力受給契約の申込み)の規定に準じ、すみやかに電力受給契約の変更に必要な手続きを行うものとします。
- (3) 発電者が当社に対して(1)に定める変更の申し出を行わなかった場合、または(2)に定める手続きを行わなかったときには、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金等の精算を行うことができるものとします。

29 契約上の地位の移転

発電者が電力受給契約の地位を第三者に移転すること、および電力受給契約における発電者の当社に対する権利を譲渡することを希望し、その旨を当該第三者と連名であらかじめ当社所定の様式により申し込んだ場合、当社は、すみやかにこれを承諾します。ただし、当該第三者が反社会的勢力に該当する場合、または反社会的行為を行ったときは、承諾しません。

30 電力受給契約の消滅

- (1) 発電者は、電力受給契約を廃止しようとする場合、廃止期日を定めて当社

に通知するものとします。

- (2) 電力受給契約は、31（電力受給契約の解約等）の場合を除き、原則として、廃止期日に消滅します。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、当該通知を受けた日に電力受給契約は消滅します。
- (3) (2)にかかわらず、電気需給契約が消滅したのち、新たに電気需給契約を締結しない場合は、当社は、電気需給契約の消滅日、または当社が電気需給契約の消滅を知り得た日に電力受給契約を消滅できるものとします。
- (4) 発電者が当社との電力受給契約を廃止する場合において、当社以外の者と電力受給契約を締結しないときは、発電者の再エネ電力供給設備について、発電者は、発電者の責任と負担によりすみやかに当社が再エネ電力を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。

なお、当該措置を講じるまでに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

- (5) (4)において、一般送配電事業者が、計量装置を撤去した場合において、電気需給契約にもとづく電気の需給が困難となったときは、発電者は、発電者の責任と負担において、電気の需給ができるよう必要な措置を講じるものとします。

31 電力受給契約の解約等

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、電力受給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、当社は、その旨を発電者に通知します。

イ 次のいずれかに該当する場合で、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず発電者がその事実を解消しないとき

- (イ) 発電者が23（電力受給の停止）によって電力受給を停止された場合
- (ロ) 発電者が21（適正契約の保持）に定める適正契約への変更について当社の求めに応じない場合
- (ハ) 発電者が22（再エネ発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）にもとづく当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等

をすみやかに行わない場合

(ニ) 発電者が25（電力受給の制限または中止）に定める規定に応じない場合

(ホ) 発電者が33（工事費負担金等相当額の申受けおよび精算）(1)において、一般送配電事業者および当社が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合

(ハ) 発電者が36（事業計画認定手続き）による事業計画認定に関する手続きをすみやかに行わなかった場合

(ト) 発電者が本要綱にもとづく電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

(フ) 発電者が特段の理由なく、受給開始日を経過しても再エネ電力を当社に供給しない場合

(リ) その他発電者が本要綱に反した場合

ロ 発電者が反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合、または反社会的行為を行った場合

(2) 発電者が取得した事業計画認定の効力が失われた場合、発電者は、すみやかに当社に通知し、再エネ発電設備を解列するものとします。

なお、この場合、事業計画認定の効力が失われた日をもって、当然に電力受給契約は解約されるものとし、解列までに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

(3) (1)または(2)により当社が電力受給契約を解約した場合、発電者は、発電者の責任と負担において、すみやかに当社が再エネ電力を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。

なお、当該措置を講じるまでに当社が再エネ電力を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。

(4) 発電者が(3)の措置を講じない場合で、一般送配電事業者が、一般送配電事業者の受給設備または発電者の電気設備において、電力受給契約の解約のための適当な処置を行い、当該処置に要した費用について当社または発電者が請求を受けた場合、発電者が負担し支払うものとします。

32 電力受給契約消滅後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金等その他の債権債務は、電力受給契約の消滅によつては消滅しません。

VI 工事費の負担

33 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算

- (1) 電力受給の開始、または再エネ発電設備または併設設備の変更等にもない、一般送配電事業者から託送供給等約款等にもとづき、電力受給にもなう工事等に係る工事費負担金費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。
- (2) 発電者は、原則として、一般送配電事業者および当社が別途定める期日までに工事費負担金等相当額を支払うものとします。
- (3) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合、当社は、当社が別途指定する期日以内に、発電者が別途指定する預金口座へ振込むことにより工事費負担金等相当額を精算するものとします。
- (4) 託送供給等約款等にもとづき当社または発電者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、発電者の負担で施設し、または取り付けるものとします。
- (5) 発電者は、託送供給等約款等にもとづき、一般送配電事業者からN-1制御装置の設置を求められた場合、正当な理由がない限り、必要な措置をすみやかに講じるものとします。なお、N-1制御装置の所有権および運転・保守費用は、発電者に帰属するものとし、維持管理は発電者にて行うものとします。
- (6) 発電者は、前項にもとづきN-1制御装置を設置するにあたり必要となる工事費用等（以下「初期費用」といいます。）について、当社に諸元を提出するものとします。なお、諸元の提出について、発電者、当社および一般送配電事業者の事前協議により当社があらかじめ承諾した場合、発電者から一般送配電事業者へ提出するものとします。
- (7) 一般送配電事業者から、初期費用に係る精算を受けた場合、当社は、当社が別途指定する期日以内に、発電者が別途指定する預金口座へ振込むことにより当該初期費用を精算するものとします。

34 再エネ発電設備および併設設備の設置等

発電者は、発電者の責任と負担において、法令等を遵守して、再エネ発電設備および併設設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行うものとします。

35 受給開始に至らないで電力受給契約が廃止または変更される場合の費用の申受け

一般送配電事業者が受給設備の一部または全部を施設した後、発電者が発電者の都合によって受給開始に至らないで電力受給契約を廃止または変更し、当社がその受給設備を利用して電力受給をしない場合であって、一般送配電事業者から受給設備の施設に要した費用の実費の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額について発電者から申し受けます。

Ⅶ そ の 他

36 事業計画認定手続き

発電者は、6（電力受給契約の申込み）、28（電力受給契約の変更）、29（契約上の地位の移転）、30（電力受給契約の消滅）等により、事業計画認定の新たな取得または廃止もしくは事業計画認定の内容変更が必要と当社が判断する場合は、すみやかに事業計画認定に関する手続きをするものとします。

37 電力受給契約に関する情報の取扱い

- (1) 発電者が当社との電力受給契約を廃止する場合で、かつ当社以外の電気事業者と電力受給契約を締結する場合、当社は、発電者が当該電気事業者と円滑に電力受給契約手続きを行えるよう、当該電気事業者に対して電力受給契約に関する情報提供を行うことができるものとし、発電者は、これをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 発電者は、当社が事業計画認定を受けた再エネ発電設備からの受給電力量および発電者に支払った料金等など、電力受給契約に関する事項について、再エネ特措法等その他の法令等にもとづき国、広域機関または入札実施機関等に開示することをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 発電者は、再エネ発電設備の料金等など、N-1電制の初期費用もしくは逸失収益等の精算等に必要な資料等について、再エネ特措法等その他法令等にもとづき国または広域機関等に開示することをあらかじめ承諾するものとします。

38 発電BGの設定

当社は、託送供給等約款等の定めにより発電BGを設定し、発電者の再エネ発電設備を、原則として、当社の発電BGに属させたいうえで、発電計画の作成等託送供給等約款等にもとづく手続きを行います。

39 非化石価値の帰属

卸契約における非化石価値については、原則として、当社が再エネ電力を受

電したことをもって、当社に全て帰属するものとします。

なお、非化石価値を当社に帰属させるにあたり、発電者は、必要に応じて当社に協力するものとします。

40 発電記録等の提出

当社は、38（発電BGの設定）にともなう手続きを行うにあたり、必要に応じて発電者に再エネ発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができるものとします。この場合、発電者は、当社が必要とする情報ならびに再エネ発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供するものとします。

41 その他

- (1) 本要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとします。
- (2) 本要綱にもとづく電力受給契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (3) 本要綱に定めのない事項、または本要綱によりがたい事項は、本要綱ならびに電気特定小売供給約款等または託送供給等約款等の趣旨に則り、発電者および当社が誠意をもって協議しその処理にあたるものとします。

附 則

1 実施期日

本要綱は、2023年4月1日から実施し、18（料金等の算定）(4)については、2023年10月1日から適用するものとします。

2 旧要綱の変更

本要綱の実施日以降、2022年4月1日実施の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の適用を受けていた発電者は、本要綱の適用を受けるものとします。

3 電力受給の制限または中止に関する特別措置

特定契約において、再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号チの適用について特例または経過措置が適用されている場合は、25（電力受給の制限または中止）(2)は、一般送配電事業者と別段の合意をした場合を除き、当該特例または経過措置にもとづき適用するものとします。

4 損害賠償等に関する特別措置

特定契約において、25（電力受給の制限または中止）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害を受けた場合で、再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号トの適用について特例または経過措置が適用されている場合は、26（損害賠償等）(2)にかかわらず、一般送配電事業者と別段の合意をした場合を除き、当社は、発電者の求めに応じ、当該特例または経過措置にもとづく額を限度として、原則として、一般送配電事業者に請求し、一般送配電事業者から補償を受けた場合は当該補償相当額を発電者に支払うものとします。

5 電力受給契約の解約等に関する特別措置

特定契約であって、2015年1月25日までに電力受給契約の申込みが行われている場合は、31（電力受給契約の解約等）(1)イ(ホ)および(フ)を適用しません。